茨城県境町　移住支援金　チェックリスト

相談者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　移住元に関する要件

A－在住期間　：　東京23区に住民票を置いていた期間を指す。

B－通勤期間　：　東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤していた期間を指す

該当するものを〇で囲んでください

該当するものに✓をしてください

	（1）住民票を移す直前の10年間について、①～③のいずれかに該当する	はい・いいえ
□	①「A-在住期間」が通算5年以上である。	
□	②「B-通勤期間」が通算5年以上である。	
□	③「A-在住期間」と「B-通勤期間」を合算した期間が、連続して5年以上である。	
	（2）住民票を移す直前の1年間について、①～③のいずれかに該当する	はい・いいえ
□	①「A-在住期間」が連続して1年以上である。	
□	②「B-通勤期間」が連続して1年以上である。	
□	③「A-在住期間」と「B-通勤期間」を合算した期間が、連続して1年以上である。	

※条件不利地域：2ページ下部を参照
※雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。
※東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間に含める。
※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。

2　移住先に関する要件

該当するものを〇で囲んでください

該当するものに✓をしてください

	下記（1）～（5）のいずれかに該当する	はい・いいえ
□	（1）テレワークに関する要件　①～⑤の全てに該当する	
□	① 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。	
□	② 所属先企業から地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。	
□	③ 出社する頻度が出勤日の半分より少ない。	
□	④ 勤務先から通勤手当の支給を受けていない（出社実績に応じて実費支給はOK）。	
□	⑤ 申請者もしくは同一世帯の方が、境町に住宅を新築または購入したこと。（本申請までに住宅の新築または購入が完了する予定も含む）	
□	（2）就職に関する要件（一般の場合）　①～③の全てに該当する	
□	① 茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された求人に応募し採用された。（予定を含む）	
□	② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。	
□	③ 週20時間以上の無期雇用契約である。	
□	（3）就職に関する要件（専門人材の場合）　①～③の全てに該当する	
□	① 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業する。（予定を含む）	
□	② 週20時間以上の無期雇用契約である。	
□	③ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職が前提でない。	
□	（4）起業に関する要件　下記に該当する	
	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた。（予定を含む）	

茨城県境町　移住支援金　チェックリスト

相談者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　その他の要件

該当するものを〇で囲んでください

下記①～②の全てに該当する	はい・ いいえ
□	① 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない。
□	② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。

４　世帯の場合

該当するものを〇で囲んでください

下記①～②の全てに該当する	はい・ いいえ
□	① 申請者を含む２人以上の世帯員が、移住元で、同一世帯である。
□	② 申請者を含む２人以上の世帯員が、移住後、同一世帯になる予定。

※条件不利地域（移住支援金の対象外）：

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県：館山市、勝浦市、鴨川氏、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

・この制度は、**本申請した日から5年以上継続して境町に居住する意思があることを条件**としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後５年以内に町外に転出された場合は、
返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。